

令和6年6月神栖市農業委員会定例総会議事録

神栖市農業委員会 会長 吉川弘は、令和6年6月24日午後3時30分、神栖市農業委員会定例総会を神栖市役所分庁舎2階会議室2に招集した。

出席委員（16名）

1 番	玉 造 一 雄	2 番	安 藤 和 利
3 番	山 中 悦 朗	5 番	宮 本 清 美
6 番	坂 本 正 行	7 番	鈴 木 茂
8 番	池 田 勇	9 番	境 政 一
10 番	大 塚 徹	11 番	石 津 昭 彦
12 番	原 範 子	13 番	池 田 治 和
16 番	間 山 房 枝	17 番	立 花 紀 貴
18 番	高 橋 克 美	20 番	吉 川 弘

欠席委員（2名）

14 番	田 内 一 郎	15 番	溝 口 竜 生
------	---------	------	---------

事務局職員（3名）

事務局長	岡 野 康 宏	局長補佐	菅 野 裕 之
主 事	山 本 宗 宏		

議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任について
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第5号 神栖市農用地利用集積計画（案）の審議付託について
議案第6号 神栖市農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について
- 第3 報告第1号 農地の転用事実等に関する照会の実施結果について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
- 第4 決議案第2号「全国農業新聞」普及促進に関する申し合わせ決議について

会 議 の 概 要

<開会：午後３時３２分>

議 長 大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。
会議の開会前に申し添えます。本日は１名の方から傍聴の申し込みがあり、
神栖市農業委員会会議規則第１４条の規定により、会議は公開するとなっておりますので傍聴を許可します。本日の出席委員は１６名であり、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。ただ今より、令和６年６月神栖市農業委員会定例総会を開催いたします。本日の欠席委員でございますが、１４番田内一郎委員、１５番溝口竜生委員より欠席する旨の届出がありました。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。
最初に日程第１「議事録署名委員の選任」を行います。私から指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 ご異議なしと認め、議事録署名委員に２番安藤和利委員、３番山中悦朗委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議 長 次に、日程第２、議案第１号ないし議案第６号を上程します。各議題について、担当委員の説明をよろしくお願いいたします。また発言の際は、挙手及び議席番号を告げたのち、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 議案第１号、農地法第３条の規定による許可について（１）所有権の移転について、番号１を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第１号、農地法第３条の規定による許可（１）所有権の移転、番号１について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号１の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。譲受人は、経営拡張のため農地中間管理機構が行う特例事業を活用し、申請地を売買により取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、トラクター２台、トラック４台で、

農作業に従事する日数は年間300日、耕作計画は菊です。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。12番原範子委員。

12番 はい、12番原です。内容については事務局の説明のとおりで、農地中間管理機構の特例事業によりまして、農地の売買を行うということです。譲受人は令和5年12月にも同様の特例事業により農地を取得し、菊を営農しています。担当委員としては異議ございません。皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第2号－1、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号－1、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号－1の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は自己住宅の建築ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。7番鈴木茂委員。

7番 はい、7番鈴木です。内容については事務局の説明のとおりです。本件の土地については、区域指定地内にありますので、担当委員としては問題ないかと思いますが、委員のご審議をお願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号－2、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号－2、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号－2の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は、自己住宅の建築ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。17番立花紀貴委員。

17番 はい、17番立花です。先日、現地確認をしましたが、以前、自己住宅で第5条許可がなされた土地の隣接地であります。周辺も同じ状況ですので、何ら問題ないかと思えます。更なる委員のご審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号－3、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号－3、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号－3の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおり

でございます。転用目的は、自己住宅の建築ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。6月14日に現地を確認しました。周辺は、住宅が建ち並んでおり、担当委員としては問題ないかと思いますが、更なる審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号ー4、農地法第5条の規定による許可についてを議題いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号ー4、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号ー4の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用目的は、太陽光発電設備の設置ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。先日、現地を確認しましたが、申請地周辺は耕作放棄地が多く、太陽光発電設備が昨年は3件設置されました。担当委員としては、問題ないかと思いますが、更なる審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第3号－1及び議案第3号－2、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを関連ですので一括議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第3号－1及び議案第3号－2、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを関連ということで、一括して事務局よりご説明いたします。今回、承認を受けようとする議案第3号－1及び議案第3号－2の賃借人、賃貸人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。砂利採取事業計画変更の事由は、不況で出荷が予定どおり進まなかったため、転用期間を延長したいとのことです。延長しようとする期間は、砂利採取法の規定による認可を受ける期間で、許可日から6カ月以内となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。2番安藤和利委員。

2番 はい、2番安藤です。当該案件の詳細については、事務局の説明のとおりです。砂利採取事業が不況で出荷が予定どおり進まなかったため、さらに延長申請にいたったものです。担当委員としては問題ないと思われませんが、皆様の更なる審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 暫時休憩いたします。

<休憩：午後3時46分>

<再開：午後３時４７分>

議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第３号－３、農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第３号－３、農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認について事務局よりご説明いたします。今回、承認を受けようとする議案第３号－３の賃借人、賃貸人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。砂利採取事業計画変更の事由は、不況で出荷が予定どおり進まなかったため、転用期間を延長したいとのことです。延長しようとする期間は、砂利採取法の規定による認可を受ける期間で、許可日から１年以内となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。１７番立花紀貴委員。

１７番 はい、１７番立花です。先日、現地確認をしました。当該案件については、砂利採取が予定どおり進まなかったため延長したいとのことです。担当委員としては特段問題ないかと思います。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 次に、議案第４号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第４号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について事務局よりご説明いたします。当該証明を受けようとする申請人は、議案書記載の相続人であり、被相続人や対象地等につきましては、議案書記載のとおりでございます。また、当該制度の概要につき

ましては、農地を相続した相続人が引き続き営農を行う場合に、当該相続税を納税猶予される制度であり、審査基準にあつては、その相続人が営農を継続することや被相続人から相続を受けた農地であることが条件となっております。このため、当該制度の適用を受ける相続人から、当該証明願が提出されたものです。事務局からは以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。3番山中悦朗委員。

3番 はい、3番山中です。申請内容については、事務局の説明のとおりでございます。相続人は現在、議案書記載の特例の適用を受けようとする農地で水稻を耕作しており、今後も引き続き耕作することです。また、当該農地は市街化区域内の農地ということで、相続税の納税猶予制度を活用したいとのことから申請に及びました。担当委員としては異議ありません。委員の更なる審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は願い出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、願い出のとおり証明することと決定いたします。

議 長 次に、議案第5号、神栖市農用地利用集積計画(案)の審議付託についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第5号、神栖市農用地利用集積計画(案)の審議付託について事務局よりご説明いたします。当該議案につきまして、神栖市長より農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、議案書に記載されている1筆について、意見が求められているものでございます。その他、権利を設定する土地の所在等は、議案書記載のとおりとなっております。事務局からは以上でございます。

議 長 事務局の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第6号、神栖市農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第6号、神栖市農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、事務局よりご説明いたします。当該議案につきましては、神栖市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、議案書に記載されている4筆について意見が求められているものでございます。その他、権利を設定する土地の所在等は議案書記載のとおりとなっております。以上でございます。

議長 事務局の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 次に日程第3、報告第1号、農地の転用事実等に関する照会の実施結果について、坂本農地部会長に現地確認の報告を求めます。坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。報告第1号、農地の転用事実等に関する照会の実施結果について報告いたします。法務局照会番号1の調査にあたっては、5月22日水曜日、調査委員は吉川会長、山中農地副部会長、担当委員の鈴木委員、事務局2名と私の6名で行ないました。また、番号2ないし番号3の調査にあたっては、6月7日金曜日、調査委員は吉川会長、山中農地副部会長、担当委員の池田治和委員、事務局2名と私の6名で行ないました。最初に、番号1太田地内の農地の状況は、竹林等の荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号2知手地内の農地の状況は、高草等の繁茂により荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号3知手地内の農地の状況は、すでに建物が建っており非農地と判定いた

しました。現地調査の報告は以上でございます。

議長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長 意見がないようですので次に、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について、報告第3号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知書についてを、一括して事務局に報告を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに報告第2号、番号1についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和6年5月13日に届出があり受理しております。次に報告第2号、番号2についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和6年5月15日に届出があり受理しております。次に報告第2号、番号3についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和6年5月20日に届出があり受理しております。次に報告第2号、番号4についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和6年5月20日に届出があり受理しております。次に報告第2号、番号5についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和6年5月24日に届出があり受理しております。次に報告第2号、番号6についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和6年5月30日に届出があり受理しております。次に報告第2号、番号7についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和6年6月10日に届出があり受理しております。続きまして報告第3号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について事務局よりご報告いたします。報告第3号、番号1についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。転用の目的は資材置場ということで、令和6年5月13日に届出があり受理しており

ます。次に報告第3号、番号2についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。転用の目的は資材置場ということで、令和6年5月13日に届出があり受理しております。次に報告第3号、番号3についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。転用の目的は自己住宅ということで、令和6年5月16日に届出があり受理しております。次に報告第3号、番号4についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。転用の目的は自己住宅兼事務所兼作業場ということで、令和6年5月17日に届出があり受理しております。次に報告第3号、番号5についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。転用の目的は自己住宅ということで、令和6年5月21日に届出があり受理しております。次に報告第3号、番号6についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。転用の目的は住宅用地ということで、令和6年6月3日に届出があり受理しております。次に報告第3号、番号7についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。転用の目的は住宅用地ということで、令和6年6月10日に届出があり受理しております。続きまして報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知書について事務局よりご報告いたします。当該案件につきましては、農地法第18条第6項の規定に基づき、神栖市農業委員会へ通知があったものでございます。通知人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。なお、受理件数は5件で、番号1から番号3につきましては令和6年6月10日、番号4、番号5につきましては令和6年6月13日に受理しておりますのでご報告いたします。事務局からは以上でございます。

議長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長 意見がないようですので次に、日程第4、決議案第2号、「全国農業新聞」普及促進に関する申し合わせ決議についてを付議いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。決議案第2号「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議について事務局よりご説明いたします。決議案第2号につきましては、令和6年5月24日付、6茨農会議発第112号において、一般社団法人茨城県農業会議会長から依頼があり、その内容といた

しましては、各市町村の農業委員会関係者が一丸となって「全国農業新聞」を活用した情報提供に取り組むとともに、普及推進を図るため、「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせの決議を採択してほしい旨の依頼がございました。主に、全国農業新聞のベースアップ運動の推進ということで、前年１２月の購読部数より、最低１０部以上の増部が目標となっており、今総会において、お諮りするものでございます。事務局からは以上でございます。

議長 続いて、間山農政副部長より、決議文を読み上げていただきます。
間山農政副部長。

農政副部長 はい、農政副部長の間山です。決議案第２号「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議について朗読させていただきます。

農業委員会の最重点事項として位置づけられている「農地利用の最適化」の推進にあたっては、農業委員会の情報提供活動が必要不可欠であることから、農業委員会組織が行う「農地利用の最適化を強化するための全国農業新聞普及推進３カ年運動」に呼応し、農業委員会関係者が一丸となって全国農業新聞を活用した情報提供に取り組むため、本総会において下記の３点の取り組みを強力に進めることを申し合わせ決議する。

１ 農業者や農村現場への農政情報および農業委員会活動の普及、浸透と、地域の情報を発信するため、全国農業新聞を活用した情報提供を行う

２ 農業委員・農地利用最適化推進委員１人当たり毎年１部以上の新規購読者の確保を目標に普及推進を行う

３ 令和６年１１月２１日までに購読部数８２部の達成を目指す
令和６年６月２４日、神栖市農業委員会、以上です。

議長 ただいま農政副部長が読み上げたとおり、決議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議なしと認め、決議することと決定いたします。

議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和６年６月の定例総会を閉会いたします。

<閉会：午後４時１４分>

神栖市農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により署名する。

議 長（会長）

議事録署名人

議事録署名人